

第64期その他の電子提供措置事項

(電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項)

財産および損益の状況の推移
業務提携の状況
主要な事業所
従業員の状況
主要な借入先の状況
株式の状況
新株予約権等の状況
責任限定契約の内容の概要
役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
社外役員に関する事項
執行役員体制一覧（ご参考）
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書
計算書類に係る会計監査人の監査報告書
監査役会の監査報告書

 株式会社 オリエンタルランド

上記事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面にも記載しておりません。

財産および損益の状況の推移

1. オリエンタルランドグループ（連結）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
売上高	(百万円)	170,581	275,728	483,123	618,493
営業利益または営業損失(△)	(百万円)	△45,989	7,733	111,199	165,437
売上高営業利益率	(%)	△27.0	2.8	23.0	26.7
経常利益または経常損失(△)	(百万円)	△49,205	11,278	111,789	166,005
親会社株主に帰属する当期純利益または親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(百万円)	△54,190	8,067	80,734	120,225
総資産	(百万円)	1,040,465	1,086,884	1,206,419	1,355,215
負債	(百万円)	280,517	330,567	376,730	405,652
純資産	(百万円)	759,948	756,317	829,689	949,563
有利子負債残高	(百万円)	186,224	242,648	240,964	208,953
設備投資額	(百万円)	108,322	100,269	99,472	72,080
減価償却費	(百万円)	45,899	44,103	46,327	46,702
営業キャッシュ・フロー	(百万円)	△8,291	52,171	127,061	166,927
ROE(自己資本当期純利益率)	(%)	△6.9	1.1	10.2	13.5
ROA(総資産当期純利益率)	(%)	△5.3	0.8	7.0	9.4
自己資本比率	(%)	73.0	69.6	68.8	70.1
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)	(円)	△33.10	4.93	49.29	73.39
1株当たり純資産	(円)	464.14	461.82	506.50	579.56
1株当たり配当金	(円)	5.2	5.6	8.0	13.0

(注)1. 営業キャッシュ・フロー＝親会社株主に帰属する当期純利益＋減価償却費

2. 当社は2023年4月1日を効力発生日として普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っており、それ以前の1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失、1株当たり純資産および1株当たり配当金については、当該株式分割を考慮した数値を記載しております。

2. オリエンタルランド（個別）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
売上高	(百万円)	146,015	230,902	410,532	528,811
営業利益または営業損失(△)	(百万円)	△36,405	8,071	98,622	143,671
経常利益または経常損失(△)	(百万円)	△39,184	11,725	100,109	150,521
当期純利益または当期純損失(△)	(百万円)	△37,226	9,945	71,533	109,968

詳細情報は、当社ウェブサイト業績ハイライト(<https://www.olc.co.jp/ja/ir/achievement/highlight.html>)をご覧ください。

業務提携の状況

東京ディズニーランド®、東京ディズニーシー®、ディズニーアンバサダー®ホテル、東京ディズニーシー・ホテルミラコスタ®、東京ディズニーランドホテル、東京ディズニーセレブレーションホテル®、東京ディズニーリゾート・トイ・ストーリー®ホテル、東京ディズニーシー・ファンタジースプリングスホテルおよびディズニーリゾートラインに関する業務提携の相手先は、米国デラウェア州法人のディズニー・エンタプライゼズ・インクです。

主要な事業所

主要な事業所	所在地
株式会社オリエントランド本社	千葉県浦安市
東京ディズニーランド	千葉県浦安市
東京ディズニーシー	千葉県浦安市
ディズニーアンバサダーホテル	千葉県浦安市
東京ディズニーシー・ホテルミラコスタ	千葉県浦安市
東京ディズニーランドホテル	千葉県浦安市
東京ディズニーセレブレーションホテル	千葉県浦安市
東京ディズニーリゾート・トイ・ストーリーホテル	千葉県浦安市
イクスピアリ	千葉県浦安市
ディズニーリゾートライン	千葉県浦安市
舞浜アンフィシアター	千葉県浦安市
浦安ブライトンホテル東京ベイ	千葉県浦安市
京都ブライトンホテル	京都府京都市
ホテルブライトンシティ大阪北浜	大阪府大阪市

(注) 上記のほか、2024年6月6日に東京ディズニーシー・ファンタジースプリングスホテルが開業予定です。

従業員の状況

オリエンタルランドグループ（連結）

事業セグメント	従業員数	平均臨時雇用者数
テーマパーク事業	6,881名	14,902名
ホテル事業	2,356名	1,018名
その他の事業	482名	448名
合計	9,719名	16,368名

(注)1. 従業員数には、嘱託社員412名、オリエンタルランドグループからグループ外への出向社員13名は含めておらず、グループ外からグループへの出向社員11名は含めております。

2. 平均臨時雇用者数は、契約社員、アルバイトの当期の総労働時間を社員換算して記載しております。なお、臨時雇用者の在籍数は24,245名です。

主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	1,638百万円
三井住友信託銀行株式会社	984百万円

株式の状況

- 1. 発行可能株式総数 6,600,000,000株
- 2. 発行済株式の総数 1,818,450,800株
- 3. 株主数 347,734名

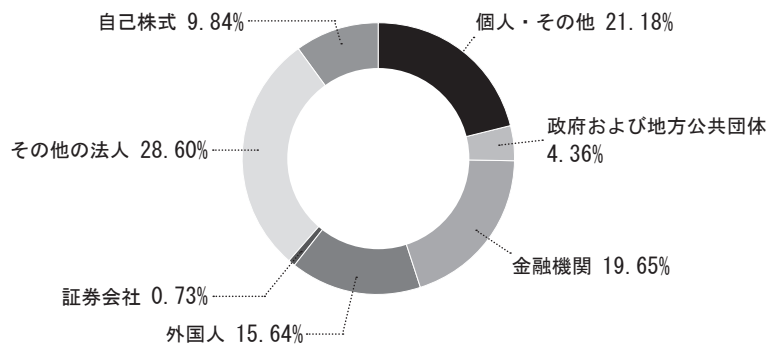
4. 大株主（上位10名）	持株数	持株比率
京成電鉄株式会社	346,747千株	21.15%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	173,409千株	10.58%
三井不動産株式会社	98,984千株	6.04%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	77,773千株	4.74%
千葉県	66,000千株	4.03%
株式会社日本カストディ銀行（信託口4）	22,417千株	1.37%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	20,803千株	1.27%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	20,000千株	1.22%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	15,006千株	0.92%
GOVERNMENT OF NORWAY	14,267千株	0.87%

(注)1. 千株単位の持株数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

2. 上記のほか、自己株式が178,931千株あります。

3. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、小数点以下第三位を四捨五入により表示しております。

5. 所有者別株式分布



6. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

当社は、2018年6月28日開催の第58期定時株主総会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。対象となる取締役（社外取締役を除く）に対して、年額1億円を上限とし、譲渡制限付株式を年5万株以内（2023年4月1日付の株式分割を考慮）付与するものです。この譲渡制限付株式は、原則として、割当てを受けた日より3年間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとされております。当期の交付状況は、対象となる取締役7名に対し、自己株式の処分により普通株式4,475株の割当てをいたしました。

また、執行役員13名に対しても、自己株式の処分により普通株式4,211株の割当てをいたしました。

7. その他株式に関する重要な事項

①当社および当社グループ会社は、当社の管理職、当社グループ会社の役員および管理職に対し、経営幹部としてこれまで以上に経営への参画を促すべく、当社グループ全体の企業価値の長期持続的な向上を主導するためのインセンティブの付与を目的として、2023年2月から「株式給付信託（J-ESOP）」を導入いたしております。本制度のため、当社が保有していた自己株式を、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）へ処分しております。

また、当社は、2021年12月から「従業員持株会型ESOP」を再導入し、当社が保有していた自己株式を同じく株式会社日本カストディ銀行（信託E口）へ処分しており、当期末において同信託口が保有する株数はあわせて1,085千株です。

②当社は、普通株式1株につき5株の割合をもって、2023年4月1日付で株式分割を行いました。これにより、発行可能株式総数は、5,280,000,000株増加して6,600,000,000株、発行済株式総数は、1,454,760,640株増加して1,818,450,800株となっております。

新株予約権等の状況

1. 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. その他新株予約権等の状況

2019年2月25日開催の取締役会決議に基づき設定した地震リスク対応型コミットメント期間付タームローンに付された新株予約権については、2024年3月13日に当該ローン契約の引出可能期間が終了したことをもって行使期間が満了し、消滅いたしました。

責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により、職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。ただし、故意または重過失に起因する損害は当該保険契約により填補されません。

当該保険契約の被保険者は取締役、監査役、執行役員および当社グループ会社役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額会社が負担しております。

社外役員に関する事項

1. 社外役員の主な状況

氏名および地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況および社外役員に期待される 役割に関して行った職務の概要
はなだ 花田 力 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外 取締役</div>	12 / 12	-	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために大所高所から助言・提言を行っております。また、「指名・報酬委員会」や代表取締役と社外役員との意見交換会への参加等を通じて、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。
もぎ ゆうざぶろう 茂木 友三郎 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外 取締役</div>	11 / 12	-	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために多面的な視点から助言・提言を行っております。また、「指名・報酬委員会」や代表取締役と社外役員との意見交換会への参加等を通じて、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。
たじり くに お 田 尻 邦夫 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外 取締役</div>	11 / 12	-	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために多角的な視点から助言・提言を行っております。また、代表取締役と社外役員との意見交換会への参加等を通じて、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。
きく ち 菊池 節 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外 取締役</div>	11 / 12	-	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために多様性の視点から助言・提言を行っております。また、「指名・報酬委員会」や代表取締役と社外役員との意見交換会への参加等を通じて、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。
よね かわ こう せい 米川 公誠 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外 取締役</div>	12 / 12	14 / 14	取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言を行っております。常勤監査役としては、重要な会議等に出席するほか、取締役、執行役員および全部門長に対して職務の執行状況のヒアリングを行い、監査役会に報告をしております。また、代表取締役と社外役員との意見交換会へ参加するなど、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。
か い なか たつ お 甲斐中 辰夫 <div style="display: inline-block; border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">社外 監査役</div>	12 / 12	14 / 14	取締役会では、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言を行っております。また、代表取締役と社外役員との意見交換会へ参加するなど、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。

氏名および地位	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動状況および社外役員に期待される 役割に関して行った職務の概要	
<small>さいぐさ のり お</small> 三枝 紀生 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">社 外 監査役</td> </tr> </table>	社 外 監査役	12 / 12	14 / 14	<p>取締役会では、豊富な経験と専門的な知識、幅広い見識を活かして取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための発言を行っております。監査役会では、監査役相互の意見の内容や根拠を検討し、積極的に発言を行っております。また、代表取締役と社外役員との意見交換会へ参加するなど、当社経営の透明性・公正性の確保およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。</p>
社 外 監査役				

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款第28条の規定に基づき、取締役会があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職の状況は、電子提供措置事項(招集ご通知)に記載の「会社役員の状況」の「1. 取締役の状況」および「2. 監査役の状況」をご参照ください。なお、それぞれの当社との関係は次のとおりです。

京成電鉄株式会社は当社の大株主で取引先ですが、取引の規模は、当社の売上高の1%未満であり、特定関係事業者等ではありません。

キッコーマン株式会社、公益財団法人日本生産性本部、株式会社京葉銀行、株式会社銭高組および京葉瓦斯株式会社は当社の取引先ですが、各社との取引の規模は、当社の売上高の1%未満であり、特定関係事業者等ではありません。

その他の重要な兼職先は取引先ではなく、特定関係事業者等ではありません。

執行役員体制一覧（ご参考）

当社では、執行役員制度を導入しており、執行役員は次のとおりです。

(2024年4月1日現在)

役職名	氏名	担当等
社長執行役員	吉田 謙次	
副社長執行役員	片山 雄一	スポンサーマーケティングアライアンス部・特命事項担当
常務執行役員	高橋 渉	経営戦略本部長
常務執行役員	金木 有一	エンターテインメント本部長
常務執行役員	神原 里佳	人事本部長
執行役員	小野里 淳一	株式会社MBM代表取締役社長
執行役員	岩瀬 大輔	マーケティング本部長、シアトリカル事業部担当
執行役員	椎葉 亮太郎	運営本部長・第8テーマポート推進本部長、CS推進部担当
執行役員	霜田 朝之	経理部・ビジネスソリューション部担当
執行役員	堀川 健司	総務部・食の安全監理室・監査部担当
執行役員	麻 畠 万暉	事業開発部・CVC事業担当
執行役員	中谷 雄一	デジタル本部長・デジタル本部デジタル統括部長
執行役員	桜井 孝	技術本部長
執行役員	白石 貴則	広報部・社会活動推進部担当
執行役員	江原 太	商品本部長
執行役員	石橋 慎哉	フード本部長
執行役員	横山 豊	経営戦略本部副本部長、事業法務部担当
執行役員	新谷 朋史	経営戦略本部副本部長

会計監査人の状況

1. 名称 有限責任 あずさ監査法人

2. 報酬等の額

	会計監査人に対する報酬		会計監査人と同一のネットワークに対する報酬	
	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	92百万円	1百万円	-	16百万円
子会社	11百万円	-	-	0百万円
計	103百万円	1百万円	-	16百万円

(注)1. 会計監査人監査を行っている子会社につきましても、有限責任あずさ監査法人が会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 監査役会は、会計監査人から監査計画（監査方針、監査項目、監査予定時間等）の説明を受けた後、その内容および報酬見積の額について、前期の実績評価を踏まえ、前期の計画と実績・報酬総額・時間当たり報酬単価等との比較検討および経理部門等の情報・見解の確認等を行い検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、同意をいたしました。

3. 非監査業務の内容

当社は、公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務（非監査業務）として、京成電鉄株式会社会計監査人からの指示書に基づく業務を当社会計監査人が行うことへの対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

【業務の適正を確保するための体制】

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制」についての決定内容の概要は、以下のとおりです。当社は、当該体制に基づき、内部統制システムを構築し運用しております。

1. 当社の取締役および使用人ならびにその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社は、オリエンタルランドグループ（以下、「OLCグループ」という。）役職員の倫理・法令遵守に関する規範を示した「OLCグループ・コンプライアンス行動規範」を制定する。
また、コンプライアンスを実践するための具体的行動規準を定めるものとして「ビジネスガイドライン」を制定する。
 - (2) 当社は、OLCグループにおけるコンプライアンス体制の維持管理に関する事項を定め、OLCグループ各社に適用する「OLCグループ・コンプライアンス体制管理規程」を制定する。
 - (3) 当社は、OLCグループの経営の適法性確保およびコンプライアンス精神の徹底を図るための組織として当社社長が指名する者を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置する。
 - (4) コンプライアンス委員会は、OLCグループ役職員の不正行為または法令、定款に違反する重大な事実を発見したときは、必要な調査を行ったうえ、当社経営層または経営会議、監査役会ならびにOLCグループ各社の経営層に対してこれを報告する。
 - (5) コンプライアンス委員会は、OLCグループ役職員に対しコンプライアンスに関する教育活動を推進する。
 - (6) コンプライアンス委員会は、OLCグループ各社常勤役員から選任されるコンプライアンス推進責任者により構成される「コンプライアンス情報連絡会」を設置し、OLCグループとして全体最適に考慮したコンプライアンス体制を構築する。
 - (7) 当社は、当社監査役の監査にあたっての基準および行動指針を定める「監査役監査基準」を制定し、監査役は当社取締役または執行役員が法令定款違反行為を発見したときは取締役会に報告する。
 - (8) 当社は、執行部門から独立した内部監査部門として監査部を置く。
 - (9) 当社は、公益通報者保護法に対応する「相談室運用規程」を制定し、社内外に内部通報窓口を設置する。
 - (10) コンプライアンスに関する社内教育・啓発活動およびコンプライアンス遵守状況のモニターを体系的・継続的に実施する。
2. 当社およびその子会社からなるOLCグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 当社は、OLCグループのリスク管理の基本的な事項を定めた「OLCグループリスク管理規程」を制定する。
 - (2) 当社は、OLCグループが保有するリスクを抽出して分析・評価・優先順位付けし、これに基づき個別リスクの予防策・対応策を策定するリスクマネジメントサイクルを設定し、運用する。

- (3) リスクマネジメントサイクルを統括する組織として、当社に社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」を設置する。
 - (4) リスクマネジメント委員会に特定の分野について定めた分科会を設置し、専門的観点から予防策・対応策を立案し、実行する。
 - (5) リスクが現実化した場合の対応組織として、「ECC (Emergency Control Center)」を設置する。
 - (6) OLCグループ各社において緊急時のリスクを認識した場合には、ECCへの速やかな状況報告を義務づける。
3. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (1) 当社取締役の職務の執行に係る情報は法令および「OLCグループ情報セキュリティポリシー」「文書規程」等の社内規定に従い適切に保存および管理を行う。
 - (2) 情報の管理を統括する組織として、リスクマネジメント委員会に「情報セキュリティ管理分科会」を設置する。
4. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1) 当社は、業務を効率的に遂行するため、各部門の業務分掌および会社の職位制度を「組織規則」に定めるとともに、各職位の職務権限および指揮命令系統を「職務権限規程」に定める。
 - (2) 当社は、意思決定の迅速化を図るため、取締役会決議事項を除く会社の経営に関する重要事項について決議または報告する機関として「経営会議」を設置する。
 - (3) 当社は、OLCグループ各事業・各組織の監督責任・執行責任を明確化し、取締役の役割を「監督」主体とすることで経営の監督機能を強化するとともに、執行役員への権限委譲を促進することで意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を採用する。
5. OLCグループにおける業務の適正を確保するための体制
- (1) 上記1から4に関する体制については、各委員会のメンバーに当社子会社を加える、各規程は当社子会社にも準用する、など原則として当社子会社も含めた体制とする。
 - (2) 当社は、当社子会社に対する管理を適正に行うため「関係会社管理規程」を制定する。
 - (3) 当社は、当社が策定したOLCグループの経営計画等を当社子会社へ周知徹底し、当社子会社管理について当社における監督の体制と役割を明確にし、当社子会社を指導・育成する。
 - (4) 当社は、当社子会社の経営についてその自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、当社子会社における重要な意思決定事項について当社の承認を要するなど、当社子会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
6. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
- (1) 当社は、当社監査役の職務を補助するため、専任のスタッフを必要な員数配置する。
 - (2) 当該スタッフの人事評価は当社常勤監査役が行い、人事異動については当該常勤監査役の同意を要する。

7. 当社監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 当社の監査役専任のスタッフは、監査役補助業務の専従とし、当社取締役およびその他の業務執行組織の指揮命令を受けず、当社監査役の指揮命令にのみ従う。
 - (2) 当該スタッフは、当社監査役の指示の下、当社監査役に同行して監査業務の場に参加する。
 - (3) 当社は、当該スタッフの業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

8. 当社取締役および使用人ならびにその子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - (1) 当社取締役および執行役員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、その他経営に重大な影響を及ぼす事実が発生したときは、ただちに当社監査役にこれを報告する。また、当社子会社に関する報告すべき事項等は、当社の子会社監督責任部署等を通じ、当社監査役へ報告する。なお、緊急を要する場合は、O L Cグループ役職員が直接当社監査役に報告する。
 - (2) 当社役職員が当社監査役に報告すべき事項、時期、方法等を定めた「監査役報告規程」を制定し、監査に必要、かつ、適切な情報を適時に報告する。
 - (3) O L Cグループ役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合は情報の開示に応じる。また、当社監査役は、子会社の監査役と積極的に意思疎通および情報交換を図る。
 - (4) O L Cグループ役職員が利用できる内部通報窓口の対応記録等は、当社常勤監査役に適宜報告を行うとともに、経営会議に定期的な総括報告を行う。
 - (5) 当社は、内部通報窓口へ通報を行った者に対し、当該通報等を理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「相談室運用規程」に規定する。
 - (6) 当社は、当社監査役へ報告を行った者に対し、当該報告等を理由に不利益な取り扱いを行うことを禁止し、「監査役報告規程」に規定する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - (1) 当社取締役は、当社監査役による監査に協力し、当社監査役職務の執行について生ずる諸費用については、監査の実効を担保するべく予算を措置する。
 - (2) 当社監査役が職務の執行のために緊急または臨時に支出した費用については、当社に償還請求することができる。

10. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 当社監査役、当社の会計監査人および、当社内部監査部門は緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施する。
 - (2) 当社常勤監査役は、当社取締役会のほか経営会議その他の重要な会議または委員会に出席して意見を述べる事ができる。

1 1. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 財務報告に係る内部統制の構築および評価の責任者は社長とし、構築は総務部が総括責任を負い、評価は監査部が実施する。また、財務報告に係る内部統制全体を推進する会議体として、「内部統制推進会議」を設置する。
- (2) 監査部は、財務報告に係る内部統制に開示すべき重要な不備が発見された場合、すみやかに社長ならびに取締役会および監査役会に報告する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、上記の「業務の適正を確保するための体制」に則った体制を整備し適切に運用を行っております。当期の運用における主な取り組みは以下のとおりです。

1. 当社の取締役および使用人ならびにその子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、OLCグループ役職員の倫理・法令遵守に関する規範を示した「OLCグループ・コンプライアンス行動規範」を制定するとともに、コンプライアンスを実践するための具体的行動規範を定めるものとして「ビジネスガイドライン」を定め、全OLCグループ役職員に対し周知することで、あらゆる法令を含めた企業倫理の遵守に関する啓発に努めています。
- ・当社社長が指名した総務部の担当役員を委員長とするコンプライアンス委員会が主導し、「OLCグループ・コンプライアンス体制管理規程」および「相談室運用規程」等の関連規程の整備をするるとともに、公益通報者保護法に対応する内部通報・相談窓口の設置・運用等を継続的に実施しております。
- ・コンプライアンスに関する従業員教育として、2023年度においてはOLCグループ従業員に向けてEラーニングや掲示板等による教育・啓発を実施し、知識と意識の共有を図っております。
- ・OLCグループにおける内部通報窓口としてOLCおよびOLCグループ各社に相談室を設置しているほか、社外にも顧問弁護士法律事務所内に相談窓口を設置しております。また、取引先との関係におけるOLCグループおよびOLCグループ役職員のコンプライアンス違反およびその疑いを発見する手段として、取引先を対象とした専用相談窓口を設置しています。
- ・当社内部監査部門は、コンプライアンス領域のリスク評価に基づき、必要に応じて各部門および当社子会社のコンプライアンス体制の整備・運用状況を監査し、監査結果に応じた改善提言を行っております。

2. 当社およびその子会社からなるOLCグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスクマネジメント委員会では、OLCグループが保有するリスクの抽出・分析・評価から予防策・対応策の策定に至るリスクマネジメントサイクルを設定し、事業のサステナビリティに重大な影響を与える「戦略リスク」と事業の遂行に重大な影響を与える「運営リスク」を特定の上、継続的に運用しております。
- ・OLCグループにおける緊急時のリスクを認識した場合には、都度、ECCを開設し事態の収拾にあたっております。

3. 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・原則四半期ごとに、情報セキュリティ管理分科会を開催し、O L Cグループの情報セキュリティ管理レベルの向上を推進しております。
 - ・情報セキュリティに関する意識浸透を図るため、社内報等による啓発活動を行っております。
4. 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当期においては、取締役会を原則月1回、経営会議を原則月2回、定期的に開催しております。「職務権限規程」にて定められた取締役会決議事項を除く重要事項を経営会議に権限委譲することで、意思決定の迅速化に努めております。
5. O L Cグループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・当社子会社が当社に対し事前の承認を求める、または報告すべき事項を定めた「関係会社管理規程」に基づき、必要に応じて当社子会社の重要事項において事前に当社で審議し、また、当社子会社から当社に対し経営上の重要事項を報告させております。
6. 当社監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社取締役からの独立性に関する事項
 - ・当社は監査役の監査機能強化を図るために、取締役等の指揮命令から独立した監査役室を設置し、専任の監査役スタッフ2名が監査役の業務を補助しております。
 - ・当該監査役スタッフの人事評価は当社常勤監査役が実施しており、人事異動についても常勤監査役の同意を得ております。
7. 当社監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ・前項の監査役スタッフは業務執行から独立しており、当社監査役の指揮命令のみに従っております。また、監査役からの指示があるときは同行して監査業務の補助を行っております。
8. 当社取締役および使用人ならびにその子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当期は、より適時適切に当社役職員が当社監査役に必要な報告を行うための体制を整備し、「監査役報告規程」において当社監査役に報告すべき事項、時期、方法に加えて報告責任者を定め、運用しております。
 - ・O L Cグループ役職員が利用できる内部通報窓口の対応状況等は、コンプライアンス委員会を含め当社常勤監査役に適宜報告を行うとともに、取締役会に総括報告を行っております。
9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・当期において、当社監査役が監査計画に従った監査を実施するにあたってあらかじめ予算を措置しております。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役と会計監査人とは、期初の段階で会計監査人の監査計画の説明を受け、四半期ごとに監査状況の報告を受けるとともに、会計上の論点につき課題の共有をしております。内部監査部門とは、事前に内部監査計画を確認し、内部監査結果を定期および随時に監査役会にて直接報告を受けるなど、連携しつつ監査を実施しております。

また、三者間で情報交換・意見交換を行うなど、緊密な連携を保ち監査役監査の実効性を高めております。

- ・監査役は、重要な会議に出席して、審議・決議状況および意思決定プロセスを確認し、必要に応じて説明を求め、意見を述べております。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社財務報告に係る内部統制の評価結果は、内部統制推進会議にて内部監査部門から共有が行われており、その結果は経営会議において報告されております。
- ・O L Cグループの財務報告の信頼性を確保するための管理体制、手順等を定めたガイドラインに則り、財務報告に係る内部統制の構築および評価を行っております。

会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定め、敵対的買収への基本的な考え方を明確にすることを目的として、以下のとおり「会社の支配に関する基本方針」を定める。

1. 基本方針の内容

OLCグループは、「自由でみずみずしい発想を原動力に すばらしい夢と感動 ひととしての喜びそしてやすらぎを提供する」という企業使命のもと、あらゆるステークホルダーから信頼と共感を集め、その成果であるキャッシュ・フローの最大化を達成することで、長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

OLCグループのコア事業である東京ディズニーリゾートにおいては、東京ベイエリアの中心的な役割を担うだけでなく、親しみある空間を提供することでより多くのゲストをお迎えして最高のハピネスを分かち合うと同時に、高水準なフリー・キャッシュ・フローを創出し続けることを目指してまいります。とりわけ、テーマパーク事業においては、ゲストの皆様にご満足していただくために必要な要員や資金を投入し、高いレベルのサービスを提供し続けること、そのための従業員教育に投資を惜しまないこと、安全や清潔さ、魅力的なデザインなど施設のクオリティを決して落とさないこと、そして、新たなアトラクションを適時に導入することをはじめとして継続的かつ資産効率を加味した設備投資を行っていくことが必要不可欠であると考え、これらの施策を実行してまいります。

さらに、長期的な視点で、新たな成長に向けた事業の研究開発を進めてまいります。

このように、当社の経営方針は、換言すれば長期的に成長し続けることを目指すものであり、決して短期の利益のみを追求することではありません。当社は、これらの施策を継続的に実行していくことによっではじめて企業価値を高めていくことができるものと確信しております。

当社は、経営の支配権が移動することによる経営の革新や活性化を一概に否定するものではありません。また、さらなる企業価値・株主共同の利益の向上を実現することが可能な買収を阻止する考えもありませんが、買収には企業価値を毀損する場合もあるため、当社の経営が他者によって支配されることに対しては、取締役会としても極めて慎重に判断しなければならないと考えています。なぜなら、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるためには、上記のような取り組みが不可欠であると確信しているからであります。

以上の観点から、当社は、当社の企業価値を毀損するおそれのある者（上記のような経営方針によらない経営をしようとする者も含みます）は、当社の財務や事業の方針の決定を支配する者としてふさわしくないと考え、これに該当するような者に対し最も適切と判断する措置を行います。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みは行っておりません。1に記載の基本方針の実現に資する取り組みとして、持続可能な社会への貢献と長期持続的な成長に向け、当社グループの提供価値である「ハピネス」を持続的に創造していくために、2030年に目指す姿を掲げ、その実現に向けた中長期の取り組み方針や経営計画を策定しております。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって、具体的な脅威が生じているものではありません。また、当社として現時点では、そのような買付者が出現した場合の具体的な施策（いわゆる敵対的買収防衛策）を予め定めるものではなく、当社の財務および事業の方針の決定が不適切な者によって支配されることを防止するための取り組みは行っておりませんが、当該方針の決定を支配する者としてふさわしくないと認められる者が現れた場合、当社取締役会は、ただちに、対抗措置を実行することを予定しております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

2024年3月31日現在

		(ご参考) 前 期			(ご参考) 前 期
科 目	当 期		科 目	当 期	
資産の部			負債の部		
流動資産	452,222	348,941	流動負債	246,981	161,249
現金及び預金	285,037	213,234	支払手形及び買掛金	23,761	20,305
受取手形	-	2	1年内償還予定の社債	60,000	30,000
売掛金	28,845	22,055	1年内返済予定の長期借入金	7,701	5,557
契約資産	11	20	未払法人税等	37,943	18,355
有価証券	111,977	84,994	契約負債	37,302	27,355
商品及び製品	9,381	13,752	その他	80,272	59,676
仕掛品	86	75	固定負債	158,671	215,480
原材料及び貯蔵品	10,033	9,183	社債	140,000	200,000
その他	6,853	5,632	長期借入金	1,252	5,407
貸倒引当金	△3	△10	株式給付引当金	464	229
固定資産	902,993	857,477	退職給付に係る負債	4,801	4,200
有形固定資産	797,604	771,518	繰延税金負債	7,918	1,200
建物及び構築物	333,134	335,551	その他	4,233	4,442
機械装置及び運搬具	45,659	48,006	負債合計	405,652	376,730
土地	115,890	115,890	純資産の部		
建設仮勘定	288,746	257,669	株主資本	921,216	815,027
その他	14,173	14,401	資本金	63,201	63,201
無形固定資産	15,882	17,492	資本剰余金	115,672	115,628
その他	15,882	17,492	利益剰余金	853,295	748,481
投資その他の資産	89,506	68,467	自己株式	△110,952	△112,282
投資有価証券	68,878	50,936	その他の包括利益累計額	28,347	14,661
退職給付に係る資産	11,735	9,020	その他有価証券評価差額金	26,077	13,729
繰延税金資産	3,648	2,967	退職給付に係る調整累計額	2,269	932
その他	5,339	5,638	純資産合計	949,563	829,689
貸倒引当金	△95	△95	負債純資産合計	1,355,215	1,206,419
資産合計	1,355,215	1,206,419			

連結損益計算書

(単位：百万円)

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日		
科 目	当 期	(ご参考) 前 期
売上高	618,493	483,123
売上原価	368,976	296,895
売上総利益	249,517	186,227
販売費及び一般管理費	84,079	75,027
営業利益	165,437	111,199
営業外収益	2,135	2,053
受取利息及び配当金	713	585
受取保険金・保険配当金	336	281
持分法による投資利益	183	-
雑収入	901	1,185
営業外費用	1,568	1,463
支払利息	350	362
持分法による投資損失	-	90
支払手数料	512	541
雑支出	704	468
経常利益	166,005	111,789
特別利益	-	239
投資有価証券売却益	-	239
税金等調整前当期純利益	166,005	112,028
法人税、住民税及び事業税	45,600	17,269
法人税等調整額	178	14,025
当期純利益	120,225	80,734
親会社株主に帰属する当期純利益	120,225	80,734

連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)

(単位：百万円)

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日		
科 目	当 期	(ご参考) 前 期
営業活動によるキャッシュ・フロー	197,674	167,729
投資活動によるキャッシュ・フロー	△21,265	△144,426
財務活動によるキャッシュ・フロー	△45,625	△10,939
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	130,783	12,363
現金及び現金同等物の期首残高	142,232	129,868
現金及び現金同等物の期末残高	273,016	142,232

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	63,201	115,628	748,481	△112,282	815,027
当期変動額					
剰余金の配当			△15,411		△15,411
親会社株主に帰属する 当期純利益			120,225		120,225
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		44		1,334	1,378
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	44	104,814	1,330	106,188
当期末残高	63,201	115,672	853,295	△110,952	921,216

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	13,729	－	932	14,661	829,689
当期変動額					
剰余金の配当					△15,411
親会社株主に帰属する 当期純利益					120,225
自己株式の取得					△4
自己株式の処分					1,378
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	12,347	－	1,337	13,685	13,685
当期変動額合計	12,347	－	1,337	13,685	119,873
当期末残高	26,077	－	2,269	28,347	949,563

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結子会社の数……………15社
- ②主要な連結子会社の名称……………㈱ミリアルリゾートホテルズ、㈱イクスピアリ、㈱舞浜リゾートライン

(2) 持分法の適用に関する事項

- ①持分法適用の関連会社数……………5社
- ②主要な会社等の名称……………東京ベイシティ交通㈱
- ③持分法適用会社のうち、3社の決算日が連結決算日と異なっております。そのうち、2社の決算日は12月31日であり、3月31日にて仮決算を行っております。仮決算を行わない会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

- イ. 有価証券
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法
- ロ. デリバティブ……………時価法
- ハ. 棚卸資産……………主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く）……………主に定額法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ロ. 無形固定資産……………定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ニ. 長期前払費用……………均等償却
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 株式給付引当金
株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社グループでは、テーマパーク事業において、顧客に対して、テーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供及び商品、飲食の販売をしております。また、ホテル事業においては、顧客に対して、ホテル宿泊サービス等の提供をしております。なお、当社グループにおける上記記載の主要な収益における約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

テーマパーク事業におけるテーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供及び商品、飲食の取引価格の算定や、ホテル事業におけるホテル宿泊サービス等の取引価格の算定は、顧客への販売価格により算定しております。

テーマパーク事業におけるテーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供については、テーマパークにおける顧客の利用により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、テーマパーク利用時点で収益を認識しております。また、商品、飲食の販売については、顧客への引き渡しにより、顧客に当該財に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客への引き渡し時点等で収益を認識しております。

ホテル事業におけるホテル宿泊サービス等の提供については、ホテル客室における顧客の利用等により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、客室利用時点等で収益を認識しております。

⑤重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しており、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

通貨関連……………為替予約取引

ヘッジ対象

通貨関連……………外貨建取引

ハ. ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、為替変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針です。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計とを比較し、その変動額の比率によって有効性を判定しております。また、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定されるものは、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

⑥退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております（年金資産の額が退職給付債務を超える場合には退職給付に係る資産に計上しております）。

ロ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ハ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の会計処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として16年）による定額法により按分した額を発生した連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑦重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「固定資産除却損」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「雑支出」に含めて表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

(担保に供している資産)

現金及び預金	320百万円
売掛金	1,027百万円
流動資産「その他」	7百万円
投資その他の資産「その他」	42百万円
合 計	1,398百万円

(上記に対応する債務)

1年内返済予定の長期借入金	132百万円
長期借入金	711百万円
合 計	844百万円

上記のほか、連結上内部消去されている「売掛金」1百万円、流動資産「その他」0百万円を担保に供していません。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

883,080百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	363,690	1,454,760	—	1,818,450

(注) 普通株式の株式数の増加1,454,760千株は、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったことによるものです。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
普通株式	36,072	144,293	349	180,017

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加144,293千株は、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったことによる増加144,291千株、譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加1千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株です。また、普通株式の自己株式の株式数の減少349千株は、従業員持株会型E S O Pの信託口から従業員持株会への処分による減少340千株、取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少8千株、株式給付信託 (J-E S O P) の信託口から当社の管理職、グループ会社の役員および管理職への処分による減少0千株です。

なお、従業員持株会型E S O P及び株式給付信託 (J-E S O P) の信託口が所有する当社株式については、自己株式として認識しております (当連結会計年度期首285千株、当連結会計年度末1,085千株)。

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

イ. 2023年6月29日開催の第63期定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 7,213百万円
- ・1株当たり配当額 22.00円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月30日

(注) 1. 当社は2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」については当該株式分割前の金額を記載しております。

2. 配当金の総額には、従業員持株会型E S O P及び株式給付信託 (J-E S O P) の信託口に対する配当金6百万円が含まれております。

ロ. 2023年10月30日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 8,197百万円
- ・1株当たり配当額 5.00円
- ・基準日 2023年9月30日
- ・効力発生日 2023年12月5日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会型E S O P及び株式給付信託 (J-E S O P) の信託口に対する配当金6百万円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2024年6月27日開催予定の第64期定時株主総会において、次のとおり提案を予定しております。

普通株式の配当に関する事項

- ・配当金の総額 13,116百万円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 8.00円
- ・基準日 2024年3月31日
- ・効力発生日 2024年6月28日

(注) 配当金の総額には、従業員持株会型E S O P及び株式給付信託 (J-E S O P) の信託口に対する配当金8百万円が含まれております。

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行等からの借入や社債発行にて調達しております。一時的な余資は、預金等の流動性の高い金融資産に限定して運用を行っております。

デリバティブ取引は、実需に伴う取引の範囲に限定し、売買益を目的とするような投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売掛債権管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。なお営業債権は、短期間で決済されております。

有価証券及び投資有価証券の主な内容である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は、外貨建取引に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引を利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(3) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
有価証券及び投資有価証券(※3)	174,914	174,914	—
資産計	174,914	174,914	—
(1) 社債	200,000	198,230	△1,769
(2) 長期借入金	8,953	8,983	29
負債計	208,953	207,214	△1,739
デリバティブ取引(※4)	—	—	—

(※1) 「現金」については、現金であること、及び「預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形及び買掛金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(※2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は494百万円です。

(※3) 市場価格のない株式等は、「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	5,446

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	62,937	—	—	62,937
社債	—	103,977	—	103,977
金銭信託	—	7,999	—	7,999
デリバティブ取引				
通貨関連	—	—	—	—

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	198,230	—	198,230
長期借入金	—	8,983	—	8,983

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。その一方で、社債及び金銭信託は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、公表された相場価格が存在しないため、取引先金融機関からの提示価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 579.56円

(2) 1株当たり当期純利益 73.39円

(注) 1. 当社は2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。

2. 従業員持株会型ESOP及び株式給付信託(J-ESOP)の信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度1,085千株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当連結会計年度1,258千株)。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：百万円)

	売上区分			合計
	テーマパーク事業	ホテル事業	その他事業 (注) 1	
売上高				
アトラクション・ショー収入	249,226	—	—	249,226
商品販売収入	165,418	—	—	165,418
飲食販売収入	89,771	—	—	89,771
その他の収入	9,368	—	—	9,368
ホテル	—	88,383	—	88,383
その他	—	—	16,325	16,325
外部顧客への売上高	513,784	88,383	16,325	618,493

- (注) 1. 「その他事業」は、イクスピアリ事業、モノレール事業、グループ内従業員食堂運営事業等を含んでおりません。
2. 売上高については、顧客との契約から生じる収益以外の収益に重要性が乏しいため、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」の「(3) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	22,058百万円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	28,845百万円
契約資産 (期首残高)	20百万円
契約資産 (期末残高)	11百万円
契約負債 (期首残高)	27,355百万円
契約負債 (期末残高)	37,302百万円

契約資産は、主に、その他事業における建設会社から受注した工事契約について、期末時点で完了しておりますが未請求の工事に係る対価に対する権利に関するものです。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事契約に関する対価は、契約に従い、主に工事完成時に請求し、請求の翌月末に受領しております。

契約負債は、主に、テーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値提供時点で収益を認識する顧客とのサービスについて、パークチケット引き渡しにより顧客から受け取った概ね1年以内の前受金に関するものです。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、24,305百万円です。また、当連結会計年度における契約資産及び契約負債の残高において重要な変動はありません。

8. 重要な後発事象に関する注記

(一般財団法人の設立ならびに第三者割当による自己株式の処分について)

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、一般財団法人 オリエンタルランド子どものハピネス財団（以下、「本財団」）を設立すること、本財団の活動を継続的、安定的に支援する目的で第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。なお、本自己株式の処分に関しましては、2024年6月27日開催予定の当社第64期定時株主総会の承認を条件として実施するものといたします。

1. 本財団の設立について

(1) 財団設立の目的

当社グループでは、「長期持続的な成長」と「持続可能な社会への貢献」を両立するサステナビリティ経営の実現に向け、提供価値である「ハピネス」を持続的に創造していくために、2030年に目指す姿「あなたと社会に、もっとハピネスを。」を定めました。これまで、主にゲストなど、テーマパークにかかわりが深いステークホルダーに対して「ハピネス」を提供してきましたが、それにとどまらず、当社グループにかかわりのあるステークホルダーや、当社グループを取り巻く社会に対しても良い影響を与えられる存在になりたいという想いを込めております。

その中で、サステナビリティ視点で成長につながる機会を取り込み、リスクを低減するため8つのESGマテリアリティを選定いたしました。その1つに「子どものハピネス」を定め、当社事業活動において重要なステークホルダーである子どもに関わる社会課題にも向き合いつつ、心豊かな子どもを育み、未来をひらく子どもたちを支える取り組みを拡大していくことを目標としております。

今回、未来をひらく子どもたちを支える活動の一環として、財団を設立することを決定いたしました。本財団の活動を通じて、子どもたちの夢と希望の実現に向けた支援に取り組むことで、子どもの将来の選択肢を広げ、「持

「持続可能な社会への貢献」に寄与することを目的としております。

(2) 財団の概要

- ① 名称 : 一般財団法人 オリエンタルランド子どものハピネス財団
- ② 所在地 : 千葉県浦安市美浜1丁目8番1号
- ③ 代表理事 : 加賀見 俊夫
- ④ 活動内容 : 日本国内における以下の事業
 - (1) 経済的な支援を必要とする学生(専門学校・大学等)に対する奨学援助
 - (2) 人材育成に関する団体への助成やその他関連活動(講演会の開催等)
 - (3) その他この法人の目的を達成するための必要な事業
- ⑤ 活動原資 : 年間約200百万円(予定)
設立時に当社から3百万円の寄付を行う予定であり、これに下記2.の自己株式の処分先である信託の受益者として交付を受ける金銭、その他寄付金等を活動原資といたします。
- ⑥ 設立年月日 : 2024年7月(予定)

2. 自己株式の処分について

(1) 処分要領

- ① 処分株式数 : 普通株式 18,000,000株(発行済株式総数の0.99%)
- ② 処分価額 : 1株につき1円
- ③ 調達資金の額 : 18,000,000円
- ④ 募集又は処分方法 : 第三者割当による処分
- ⑤ 処分予定先 : みずほ信託銀行株式会社
- ⑥ 処分期日 : 未定
- ⑦ その他 : 本自己株式の処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。本自己株式の処分については2024年6月27日開催予定の第64期定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件といたします。処分に係る他の事項は、当該株主総会後における取締役会において決議いたします。

(2) 処分の目的およびその理由

本財団は、経済的に困窮している子どもたちの大学や専門学校等への進学支援として、奨学金事業等を実施いたします。教育・文化・芸術・食・スポーツ・エンターテイメント等の分野において、社会に貢献する人材の育成を支援することは、将来のゲストや従業員の創出につながり、事業活動への寄与、さらには当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上にも結びつくと考えております。

本財団がその目的に沿った活動を継続的、安定的に行うため、当社は、みずほ信託銀行株式会社を受託者、本財団を受益者とする他益信託(以下、「本信託」といいます。)を設定し、本信託は、当社株式を取得いたします。本信託は、当社株式の配当等による信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益を原資として活動いたします。

自己株式の処分は、本財団の活動の原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

貸借対照表

(単位：百万円)

2024年3月31日現在

科 目	当 期	〈ご参考〉 前 期	科 目	当 期	〈ご参考〉 前 期
資産の部			負債の部		
流動資産	439,844	337,957	流動負債	270,749	177,419
現金及び預金	280,043	209,236	買掛金	23,229	20,277
売掛金	23,333	16,925	1年内償還予定の社債	60,000	30,000
有価証券	111,977	84,994	1年内返済予定の長期借入金	7,568	5,427
商品	9,214	13,516	未払金	49,015	23,340
仕掛品	50	54	未払費用	11,124	11,281
原材料	1,237	1,126	未払法人税等	32,760	16,258
貯蔵品	7,660	6,965	契約負債	36,023	26,082
前払費用	2,142	2,232	預り金	48,375	32,773
その他	4,184	2,906	その他	2,652	11,977
固定資産	867,444	825,574	固定負債	149,744	207,301
有形固定資産	754,099	729,671	社債	140,000	200,000
建物	242,320	242,267	長期借入金	540	4,562
構築物	68,319	69,903	退職給付引当金	1,074	762
機械及び装置	34,685	37,603	株式給付引当金	304	151
船舶	1,703	1,864	繰延税金負債	6,817	608
車両運搬具	696	599	その他	1,007	1,214
工具、器具及び備品	12,872	13,028	負債合計	420,493	384,721
土地	108,817	108,817	純資産の部		
建設仮勘定	284,683	255,587	株主資本	861,060	765,129
無形固定資産	14,972	16,580	資本金	63,201	63,201
ソフトウェア	14,637	16,223	資本剰余金	115,672	115,628
その他	335	356	資本準備金	111,403	111,403
投資その他の資産	98,373	79,322	その他資本剰余金	4,269	4,224
投資有価証券	26,983	21,837	利益剰余金	793,139	698,582
関係会社株式	48,320	35,029	利益準備金	1,142	1,142
関係会社長期貸付金	12,000	12,533	その他利益剰余金	791,997	697,440
長期前払費用	1,993	2,245	別途積立金	155,200	155,200
前払年金費用	7,349	6,583	繰越利益剰余金	636,797	542,240
その他	1,819	1,798	自己株式	△110,952	△112,282
貸倒引当金	△93	△704	評価・換算差額等	25,734	13,681
資産合計	1,307,288	1,163,532	その他有価証券評価差額金	25,734	13,681
			純資産合計	886,794	778,811
			負債純資産合計	1,307,288	1,163,532

損益計算書

(単位：百万円)

自 2023年4月1日 至 2024年3月31日

科 目	当 期	(ご参考) 前 期
売上高	528,811	410,532
売上原価	360,648	289,993
売上総利益	168,162	120,539
一般管理費	24,491	21,916
営業利益	143,671	98,622
営業外収益	7,949	2,905
受取利息及び配当金	5,848	1,457
受取保険金・保険配当金	332	264
雑収入	1,769	1,182
営業外費用	1,099	1,418
支払利息	328	335
支払手数料	508	537
固定資産除却損	147	200
貸倒引当金繰入額	-	221
雑支出	114	123
経常利益	150,521	100,109
特別利益	-	239
投資有価証券売却益	-	239
税引前当期純利益	150,521	100,349
法人税、住民税及び事業税	39,624	15,121
法人税等調整額	929	13,694
当期純利益	109,968	71,533

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	63,201	111,403	4,224	115,628	1,142	155,200	542,240	698,582	△112,282	765,129
当期変動額										
剰余金の配当							△15,411	△15,411		△15,411
当期純利益							109,968	109,968		109,968
自己株式の取得									△4	△4
自己株式の処分			44	44					1,334	1,378
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	44	44	—	—	94,557	94,557	1,330	95,931
当期末残高	63,201	111,403	4,269	115,672	1,142	155,200	636,797	793,139	△110,952	861,060

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	13,681	—	13,681	778,811
当期変動額				
剰余金の配当				△15,411
当期純利益				109,968
自己株式の取得				△4
自己株式の処分				1,378
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12,052	—	12,052	12,052
当期変動額合計	12,052	—	12,052	107,983
当期末残高	25,734	—	25,734	886,794

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直
入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

デリバティブ……………時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産……………主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基
づく簿価切下げの方法により算定）

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）……………定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産……………定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用して
おります。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用……………均等償却

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債
権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額を計上してしま
す。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算
定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）による
定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

③株式給付引当金

株式給付規程に基づく従業員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を
計上しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

当社では、テーマパーク事業において、顧客に対して、テーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の
提供及び商品、飲食の販売をしております。なお、当社における上記記載の主要な収益における約束された対価
は、履行義務の充足時点から概ね1ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれており
ません。

テーマパーク事業におけるテーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供及び商品、飲食の取引価
格の算定は、顧客への販売価格により算定しております。

テーマパーク事業におけるテーマパークでのアトラクション・ショーの体験価値の提供については、テーマパー
クにおける顧客の利用により、顧客に当該サービスに対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、テー
マパーク利用時点で収益を認識しております。また、商品、飲食の販売については、顧客への引き渡しにより、顧
客に当該財に対する支配が移転し、履行義務が充足されることから、顧客への引き渡し時点等で収益を認識して
おります。

(8) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しており、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

通貨関連……………為替予約取引

ヘッジ対象

通貨関連……………外貨建取引

③ヘッジ方針

リスク管理方針に基づき、為替変動リスクを回避することを目的としており、投機的な取引は行わない方針です。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動の累計とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を判定しております。また、為替相場の変動によるキャッシュ・フロー変動を完全に相殺すると想定されるものは、ヘッジの有効性の判定を省略しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取設備利用料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「雑収入」に含めて表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 820,640百万円

(2) 保証債務等

関係会社の取引先への仕入債務等に対し、債務保証を行っております。

株式会社ミリアルリゾートホテルズ 756百万円

株式会社ブライhtonコーポレーション 75百万円

計 831百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権・債務(区分表示したものを除く)

①短期金銭債権 1,770百万円

②長期金銭債権 4百万円

③短期金銭債務 48,289百万円

④長期金銭債務 20百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高 17,384百万円

②仕入高 17,748百万円

③営業取引以外の取引高 6,189百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)
普通株式	36,072	144,293	349	180,017

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加144,293千株は、2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行ったことによる増加144,291千株、譲渡制限付株式報酬の無償取得による増加1千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株です。また、普通株式の自己株式の株式数の減少349千株は、従業員持株会型E S O Pの信託口から従業員持株会への処分による減少340千株、取締役及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少8千株、株式給付信託 (J-E S O P) の信託口から当社の管理職、グループ会社の役員および管理職への処分による減少0千株です。

なお、従業員持株会型E S O P及び株式給付信託 (J-E S O P) の信託口が所有する当社株式については、自己株式として認識しております (当事業年度期首285千株、当事業年度末1,085千株)。

6. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者との取引の金額が僅少であるため、記載を省略しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与否認	2,852百万円
未払事業税否認	1,755百万円
減損損失否認	693百万円
退職給付引当金	327百万円
その他	1,522百万円
繰延税金資産小計	7,149百万円
評価性引当額	△488百万円
繰延税金資産合計	6,661百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△11,239百万円
その他	△2,238百万円
繰延税金負債合計	△13,478百万円
繰延税金資産 (負債) の純額	△6,817百万円

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 541.25円

(2) 1株当たり当期純利益 67.13円

(注) 1. 当社は2023年4月1日付で普通株式1株につき5株の株式分割を行っております。

2. 従業員持株会型E S O P及び株式給付信託 (J-E S O P) の信託口が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております (当事業年度1,085千株)。また、「1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております (当事業年度1,258千株)。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(7) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

10. 重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象に関する注記については、「連結注記表 8. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

以上は、次の方法により記載しております。

1. 億円単位の記載金額は、億円未満切り捨てにより表示しております。
2. 百万円単位の記載金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。
3. 千株単位の記載株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

独立監査人の監査報告書

株式会社オリエンタルランド
取締役会 御中

2024年5月14日

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 桑本 義孝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 百々 龍馬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オリエンタルランドの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエンタルランド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表8. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年4月26日開催の取締役会において、一般財団法人の設立、並びに2024年6月27日開催予定の株主総会の承認を条件として第三者割当による自己株式の処分を実施することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

株式会社オリエンタルランド
取締役会 御中

2024年5月14日

有限責任 あずさ監査法人 東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 桑本 義孝
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 百々 龍馬
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オリエンタルランドの2023年4月1日から2024年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表10. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2024年4月26日開催の取締役会において、一般財団法人の設立、並びに2024年6月27日開催予定の株主総会の承認を条件として第三者割当による自己株式の処分を実施することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第64期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員および監査部その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員および従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員および従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

株式会社オリエンタルランド 監査役会

常勤監査役 鈴木 茂 ⑩

常勤監査役
(社外監査役) 米川 公誠 ⑩

社外監査役 甲斐中 辰夫 ⑩

社外監査役 三枝 紀生 ⑩

以上